

総務委員会 報告資料

令和3年9月28日

報告事項件名	頁
1 ひとり親・生活困窮世帯等の支援団体との意見交換会の実施及び支援策の実施について	2
2 令和3年度区民評価（令和2年度事業実施分）の実施結果および区民評価委員会による表彰について	5
3 公募型プロポーザルの実施結果について（オンライン申請システム構築業務委託）	11
4 令和3年度都区財政調整交付金の当初算定について	15
5 東京都独自の固定資産税等軽減措置の概要及び東京都固定資産税（区部）の決算推移について	16
6 「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う区の対応について	19

（ 政策経営部 ）

総務委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	ひとり親・生活困窮世帯等の支援団体との意見交換会の実施及び支援策の実施について		
所管部課名	政策経営部 政策経営課 あだち未来支援室 協働・協創推進課、子どもの貧困対策・若年者支援課 福祉部 親子支援課		
内容	<p>コロナ禍において、厳しい状況に置かれているひとり親・生活困窮世帯の現状を把握し、支援策を検討するため、下記1のとおり意見交換会を実施した。そこでの意見を踏まえ、下記2～5の支援を実施する予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援団体との意見交換会</p> <p>(1) 開催日時 第1回：令和3年7月8日（木）18時～19時 第2回：令和3年7月9日（金）18時～19時</p> <p>(2) 参加団体</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふらちなくらぶ ・ 子育てパレット ・ フードパントリー3つの木 ・ すまいるパントリー </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人カタリバ ・ NPO法人キッズドア ・ あだち子ども支援ネット </td> </tr> </table> <p>(3) 主な意見 意見交換会で交わされた内容を集約すると、①食の支援②ひとり親の自立支援③進学支援に大別される。</p> <p>2 食の支援</p> <p>(1) 食を扱う活動を実施する団体への補助金新設・拡充</p> <p><u>意見</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫・冷凍庫を購入し、寄付を受ける食材のバリエーションを広げたいが、現在の区の補助制度は備品も含めて上限額が決まっているため、備品を購入すると食費に使える補助金が少なくなってしまう。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂・フードパントリー等の利用者（支援対象者）が増加している。 ・ 夏休みや冬休み等、給食がない学校の長期休業期間にも子どもの食を支える必要がある。 	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふらちなくらぶ ・ 子育てパレット ・ フードパントリー3つの木 ・ すまいるパントリー 	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人カタリバ ・ NPO法人キッズドア ・ あだち子ども支援ネット
<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふらちなくらぶ ・ 子育てパレット ・ フードパントリー3つの木 ・ すまいるパントリー 	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人カタリバ ・ NPO法人キッズドア ・ あだち子ども支援ネット 		

対応：「足立区子どもの未来応援活動団体支援事業補助金」、「足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金」の要綱を10月に改正し、以下の支援を実施予定

- ① 冷蔵庫・冷凍庫の購入を支援するため、備品の購入を支援する補助枠を新設し、購入費用の一部（上限10万円）を補助
- ② 増加する支援ニーズに対応するため、運営団体の事業を支援する補助金の上限額を20万円から30万円に拡充
- ③ 夏休みや冬休み期間中も子どもの食を支えるため、学校の長期休業期間中に子どもの食を支える活動を行う団体に対し、1回あたり1万円、年間50万円を上限として新たに補助

【あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課】

(2) 活動場所の提供

意見：住区センターで子ども食堂を開催していたが、感染予防の観点から飲食に伴う貸出が中止されているため、活動場所の確保が困難

対応：感染予防に配慮しつつ活動を支援するため、子ども食堂がお弁当を調理する場合に限り、住区センターの貸出を許可

【あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課】

(3) お米の支給

意見：フードパントリー利用者からは、お米のニーズが高いが、その分の確保が困難

対応：令和3年度に、団体や企業から区に提供されるお米（合計6.5トン見込み）を随時、子ども食堂・パントリーに配付

【あだち未来支援室 協働・協創推進課】

3 ひとり親の自立支援

(1) ひとり親への就業支援策の拡充

意見：

- ・ 収入等の額が児童扶養手当の所得制限額を少し超えていても、支援を必要とする方は多い。
- ・ ひとり親への主要な就労支援事業である「高等職業訓練促進給付金事業」及び「自立支援教育訓練給付金事業」は、児童扶養手当の受給世帯が給付対象

対応：①から③について、本定例会に補正予算計上

- ① 支援ニーズに応えるため、令和3年11月から令和5年度末まで、児童扶養手当の一部支給限度額を100万円超過する方まで給付対象を拡充
- ② 受給のハードルを下げるため、訓練期間を1年以上から6ヶ月以上に緩和

	<p>③ 対象となる資格についても、ニーズの高い、デジタル分野等の民間資格（Web クリエイター、Microsoft Office Specialist 等）を含めて拡充</p> <p>※ ②、③については令和3年度は国の時限措置で対応、令和4、5年度は区の独自支援により対応</p> <p style="text-align: right;">【福祉部 親子支援課】</p> <p>(2) ひとり親に対する相談支援事業の拡充</p> <p><u>意見</u>：ひとり親世帯の経済的な自立には、寄り添い型の支援が重要</p> <p><u>対応</u>：令和4年度より、新たに会計年度任用職員を雇用し、就労等による他者とのつながりがなく、孤立のおそれがあるひとり親世帯に対して、アウトリーチ型等多様な相談支援を開始</p> <p style="text-align: right;">【福祉部 親子支援課】</p> <p>4 進学支援</p> <p><u>意見</u>：高校進学時には、教科書代、制服代など大きな負担がかかる。</p> <p><u>対応</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高等学校等入学準備助成事業」の拡充を準備中。事業実施に必要な条例改正を第4回定例会に提出する予定 ・ 条例改正により、中学3年生のいる準要保護世帯に対し、高等学校等の入学前に必要な費用の一部を助成 <p style="text-align: right;">【学校運営部 学務課】</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 生理用品等のフードパントリー等での配付</p> <p>フードパントリー利用者からは生理用品のニーズも高いとの意見があったため、災害対策用に備蓄していた使用期限切れの生理用品等を、10月からフードパントリー、子育てサロンへ配付</p> <p style="text-align: right;">【危機管理部 災害対策課】</p> <p>(2) 食材の提供（あだちっ子フードプロジェクト）</p> <p>給食のない夏休み期間中も子どもの食を支えるため、毎週月曜日計7回の食品の宅配を実施（臨時休校期間の9月6日も含む）</p> <p style="text-align: right;">【あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課】</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>支援団体とも連携しながら、着実に上記支援策を実施していく。</p>

総務委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	令和3年度区民評価（令和2年度事業実施分）の実施結果および区民評価委員会による表彰について															
所管部課名	政策経営部 政策経営課、財政課															
内容	<p>令和3年度区民評価（令和2年度事業実施分）の実施結果および区民評価委員会による表彰について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 区民評価委員会の活動経過</p> <p>(1) 活動期間：令和3年4月19日から令和3年8月17日まで (2) 活動回数：全体会2回、各分科会28回の合計30回 (3) 評価の対象：重点プロジェクト事業（46事業） 一般事務事業（12事業）</p> <p>2 重点プロジェクト事業および一般事務事業の評価結果</p> <p>(1) 重点プロジェクト事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 5段階評価の結果（評価対象の全46事業の平均点）</p> <table border="1" data-bbox="432 1151 1390 1393"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">評価項目</th> <th style="background-color: #f8d7da;">令和2年度</th> <th style="background-color: #f8d7da;">令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反映結果に対する評価</td> <td>4.26</td> <td>3.78</td> </tr> <tr> <td>目標・成果の達成状況への評価</td> <td>4.06</td> <td>3.87</td> </tr> <tr> <td>今後の事業の方向性への評価</td> <td>4.13</td> <td>3.87</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全体評価</td> <td style="text-align: center;">4.24</td> <td style="text-align: center;">3.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度の個別事業の全体評価結果は、別紙のとおり。 ※ 令和2年度は「参考値」とする。</p> <p>【令和2年度を参考値とする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象事業の数が違うため（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策でスケジュールを短縮した都合上、評価対象事業も31事業に絞り込んだ。令和3年度は全46事業の評価を実施） ・ 各評価の点数付与の方法が前年度と同一ではないため（上記①～③の評価は令和2年度まで1点刻みだったが、令和3年度からは評価点数を0.5点刻みに細分化した） ・ 反映結果評価を行えない事業があるため（基本計画中間検証結果に合わせ、評価対象事業も見直した（新規追加3事業、除外4事業）。新規追加事業及び前年度に評価対象にならなかった事業は令和2年度に評価を行っておらず、今回は反映結果の評価を行うことができなかった） 	評価項目	令和2年度	令和3年度	反映結果に対する評価	4.26	3.78	目標・成果の達成状況への評価	4.06	3.87	今後の事業の方向性への評価	4.13	3.87	全体評価	4.24	3.85
評価項目	令和2年度	令和3年度														
反映結果に対する評価	4.26	3.78														
目標・成果の達成状況への評価	4.06	3.87														
今後の事業の方向性への評価	4.13	3.87														
全体評価	4.24	3.85														

イ 5段階評価の分布状況(数値は事業数)

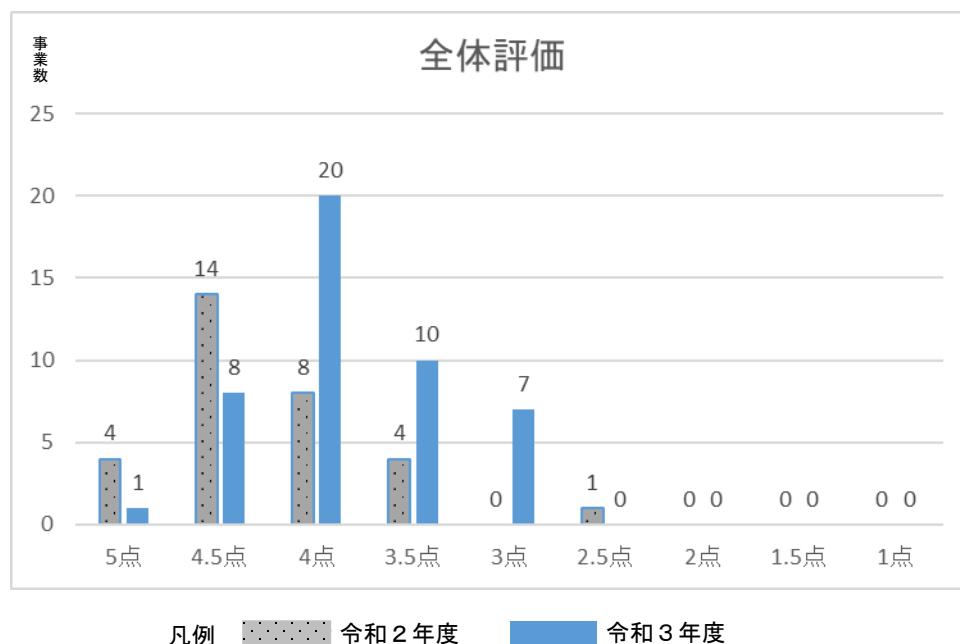
(ア) 評価項目別

評点	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1
反映結果	4 (14)	4 -	9 (12)	3 -	2 (4)	2 -	0 (1)	0 -	0 (0)
達成状況	2 (8)	9 -	18 (17)	8 -	7 (6)	1 -	0 (0)	0 -	0 (0)
方向性	0 (6)	8 -	22 (23)	12 -	4 (2)	0 -	0 (0)	0 -	0 (0)

(イ) 全体評価

評点	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1
全体評価	1 (4)	8 (14)	20 (8)	10 (4)	7 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

●分布図



ウ 分科会からの主な提言(一部抜粋)

各分科会からの主な提言は、以下のとおり。なお、詳細は、別添資料「足立区区民評価委員会報告書(抜粋版)」を参照。

(ア) 分野ごとの事業 PR 動画の作成とインフルエンサーとしての区民評価委員 OB の活用

- ① 足立区のイメージアップは、区民の安心感に直結する。区民に事業の意義を伝達するため、PR 動画を作成し、活用してほしい。
- ② 区民評価委員 OB に協力いただき、区民への直接広報や区が抱える課題を考えるコミュニティミーティングの開催などを実施してみようことを提案したい。

(イ) 区民目線での適切な目標値の設定をすることの重要性

- ① 新規指標の設定は望ましいが、経年的な目標値の変化を確認しなければ指標や施策の方向性が適切か判断できないものもあり、指標の適切性を確認しながら運用されたい。
- ② 目標値を高く設定した事業と現実的な値に設定した事業が混在している。目標値設定の考え方を区民にもわかる形にしてほしい。

(ウ) 区内に留まらず、より外に向けた発信

- ① 区に向けられるイメージが大きく変わってきている中で区外からの評価をより高めるには、区がどのような将来像を見据えるのか、明確なビジョンを示すことが重要。
- ② 各事業の取り組みには、最新の技術や先進的な事例を取り入れ、事業のあり方などを常に見直し、より高い成果を発信していくことが重要。

(2) 一般事務事業

ア 評価対象事業一覧

番号	事務事業名
1	区政資料室運営事業
2	区民防災力向上推進事業
3	住民基本台帳事務
4	駅前等公衆喫煙所整備事業
5	図書館図書資料貸出・整備事業
6	消費者支援事業〔消費者団体活動助成・消費者グループ活動助成〕
7	Jステップ支援事業
8	環境計画推進事業〔環境基金助成〕
9	事業系廃棄物処理事務
10	公園・親水施設の維持管理事業
11	学習支援ボランティア事業
12	青少年対策事業〔民間遊び場設置事業補助〕

イ 評価結果の要旨（一部抜粋）

(ア) デジタル化における効率性と公平性への配慮

行政のデジタル化は、利便性が大いに高まる分野から優先して進めていく一方で、必要な場合は従来のサービス提供の方法を維持する（たとえば、紙の書籍を同時に備える）などして、効率性と公平性の双方への配慮が望まれる。

(イ) 時間の経過に伴う事業手法の再検討

事業開始時の事業手法が、時間の経過に伴って問題が生じている、あるいは、今後の時間経過とともに問題が生じる可能性があ

ると認識した場合に、事業の転換方法を、担当部署内部で見つけ出す努力が望まれる。

(ウ) 補助金の効果を高めるためのさらなる工夫

過去に区民評価の指摘を受けて、助成メニューを新設して申請件数の増加につなげた事業について、選考基準、PRのしかた等で、改善すべき点が残されているとの指摘がなされたことから、補助金の効果を高めるためのさらなる工夫を期待したい。

3 区民評価委員会による表彰について

(1) 表彰の趣旨：表彰制度は、区民評価委員会の評価活動への協力や参画といった点で貢献度の高かった所管に対して、区民評価委員会の分科会ごとに決定する。今年度は以下の事業が選定された。

(2) 表彰対象事業

分科会名	対象事業	表彰理由
ひとと行財政	No.43 広聴機会の充実と区政への反映 【区政情報課、区民の声相談課、政策経営課】	ヒアリング時の説明が丁寧で、質疑応答が充実していた。また、事前送付資料も内容、量ともに適切であった。
くらしと行財政	No.39 大学連携コーディネート事業 【シティプロモーション課】	区民の立場に立ち、どう説明すれば伝わるのか考え、資料の作り込みや写真の使い方など、ヒアリング時の説明を工夫しようとする熱意が感じられた。
まちと行財政	No.27 震災や火災などに強いまちづくりの推進 【建築安全課、密集地域整備課】	大規模で複雑な本事業について、現地説明を含めてビジュアル的にも具体的で、丁寧な説明があった。
一般事務事業見直し	図書館図書資料貸出・整備事業 【中央図書館】	具体的な数字に基づく資料提供があり、説明に信頼を置くことができた。委員からの質問に対しても、詳細な説明に取り組んだ。

問題点
今後の方針

「区民評価委員会報告書」は、ホームページや区内図書館等で公表していく。なお、令和3年度の「行政評価報告会」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、実施するかを検討する。

個別事業別の全体評価結果一覧（評価結果順）

No.	事業名称	全体評価
		R3
21	生活困窮者自立支援事業	5
7	待機児童解消の推進と教育・保育の質の維持・向上	4.5
9	あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAPP)の推進事業(妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業)	4.5
13	ビューティフル・ウィンドウズ運動(地域防犯力の向上・防犯まちづくり事業)	4.5
14	ビューティフル・ウィンドウズ運動(美化推進事業・生活環境保全対策事業)	4.5
20	孤立ゼロプロジェクト推進事業	4.5
24	こころといのちの相談支援事業	4.5
39	大学連携コーディネート事業	4.5
43	広聴機会の充実と区政への反映	4.5
1	幼児教育推進事業・家庭教育推進事務	4
2	学力向上対策推進事業	4
3	発達支援児に対する事業の推進	4
4	不登校対策支援事業	4
5	小・中学校給食業務運営事業(おいしい給食の推進)	4
6	子どもへの多様な体験機会の充実	4
8	学童保育室運営事業	4
10	子育てサロン事業	4
11	養育困難改善事業(児童虐待対策等)	4
12	ひとり親家庭総合支援事業	4
17	ごみの減量・資源化の推進	4
19	介護予防事業(パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのフレイル予防教室)	4
22	データヘルス推進事業	4
23	健康あだち21推進事業(糖尿病対策)	4

No.	事業名称	全体評価
		R3
27	震災や火災などに強いまちづくりの推進	4
40	ICTを活用した区民サービスおよび業務効率の向上	4
41	組織能力の向上と組織風土の改善	4
42	人材育成事務(職員研修事業、職員の能力を活かす人事)	4
45	情報発信強化事業(各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等)	4
46	4公金収納金の収納率向上対策(税・保険料)	4
15	感染症対策の充実	3.5
16	エネルギー対策の推進(温室効果ガス排出削減)	3.5
25	震災に対する防災力向上事業(防災訓練・防災計画)	3.5
26	地域と一体となった水害対策	3.5
29	空き家対策事業	3.5
32	自然環境・生物多様性の理解促進事業	3.5
34	販路拡大支援事業(区内産業・製品のPR)	3.5
35	就労支援・雇用安定化事業(区内企業の人材確保支援等)	3.5
36	ワーク・ライフ・バランスの推進事業	3.5
44	シティプロモーション事業	3.5
18	地域包括ケアシステムの推進	3
28	交通環境の改善事業(都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備)	3
30	緑を守り、育む人づくり事業	3
31	パークイノベーションの推進	3
33	創業支援事業(産学金公ネットワークによる起業・創業支援)	3
37	町会・自治会、NPOの活性化支援	3
38	協創推進体制の構築	3

総務委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	公募型プロポーザルの実施結果について（オンライン申請システム構築業務委託）										
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課										
内容	<p>公募型プロポーザルの実施結果について、下記のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 足立区オンライン申請システム構築業務委託</p> <p>2 実施内容 オンライン申請システムの構築業務を委託するため、公募型プロポーザルを実施し、事業者を特定した。</p> <p>3 被特定事業者（契約候補事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：株内田洋行 ・ 所在地：東京都中央区新川二丁目4番7号 ・ 提示額：3,980万9,000円（税込） （参考）提案上限金額：4,000万円（税込） <p>4 評価経過・審査結果等</p> <p>(1) 評価経過</p> <table border="1" data-bbox="422 1086 1385 1205"> <thead> <tr> <th>参加表名</th> <th>一次評価</th> <th>辞退</th> <th>二次評価</th> <th>特定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2者</td> <td>2者</td> <td>0者</td> <td>2者</td> <td>1者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特定経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年6月28日（月）</u>：選定委員会における二次評価の結果、既存パッケージの活用によるコスト面の優位性によりA者を契約候補事業者として特定し、株内田洋行を次点候補とした。 ・ <u>令和3年8月5日（木）</u>：二次評価以降、A者と契約締結に向けた仕様要件の協議を行ったが、[※]個人アカウントの設定方法について、考え方の相違から協議が整わず、契約協議の打ち切りに双方合意した。 ・ <u>令和3年8月6日（金）</u>：次点候補である株内田洋行を契約候補事業者として繰上げた。 <p>※ 個人アカウントの設定【別紙1を参照】 オンライン申請システムを利用する際に、申請者がメールアドレスやパスワード等を予め設定し、個人と申請データ等と紐づける基本的な設定。 この設定の流れについて、区は区民の利便性を考慮し、申請内容に応じて本人認証が必要な方のみ設定を求めたが、A者は申請内容に関わらず、全件に行うとして、合意には至らなかった。 なお、プロポーザル実施期間中においてA者は、本設定については要件未確定のため、契約協議期間中に決定することで合意していた。</p>	参加表名	一次評価	辞退	二次評価	特定	2者	2者	0者	2者	1者
参加表名	一次評価	辞退	二次評価	特定							
2者	2者	0者	2者	1者							

- (3) 選定委員会の委員構成
合計5名の委員で構成。委員の内訳は以下の通り。

委員区分	役職・所属	人数
学識経験者	弁護士・大学准教授・（一財）全国地域情報化推進協会部長	3名
区職員	政策経営部長・総務部長	2名

- (4) 審査結果
別紙2「オンライン申請システム構築業務委託提案書特定結果」

- (5) 各事業者の評価ポイント

事業者名	主な評価ポイント
A者	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自治体（大阪市、堺市等）の導入実績があるため安定した運用が期待できる。 ・パッケージシステムのため、短い構築期間の中で、確実に保育施設の入所申請時期（11月）の稼働に間に合う。
(株)内田洋行	<ul style="list-style-type: none"> ・区の機能要求に90%近く適合しており、使い勝手の良いシステム構築が期待できる。 ・チャットボット機能が備わることにより、手続案内以外に、問合せ対応にも機能を拡張させることが期待できる。

5 履行期間

令和4年3月31日まで

※ システム稼働開始は、11月に保育施設の入所申請を先行リリース（仮仕様）し、令和4年3月末までに本格稼働を予定。

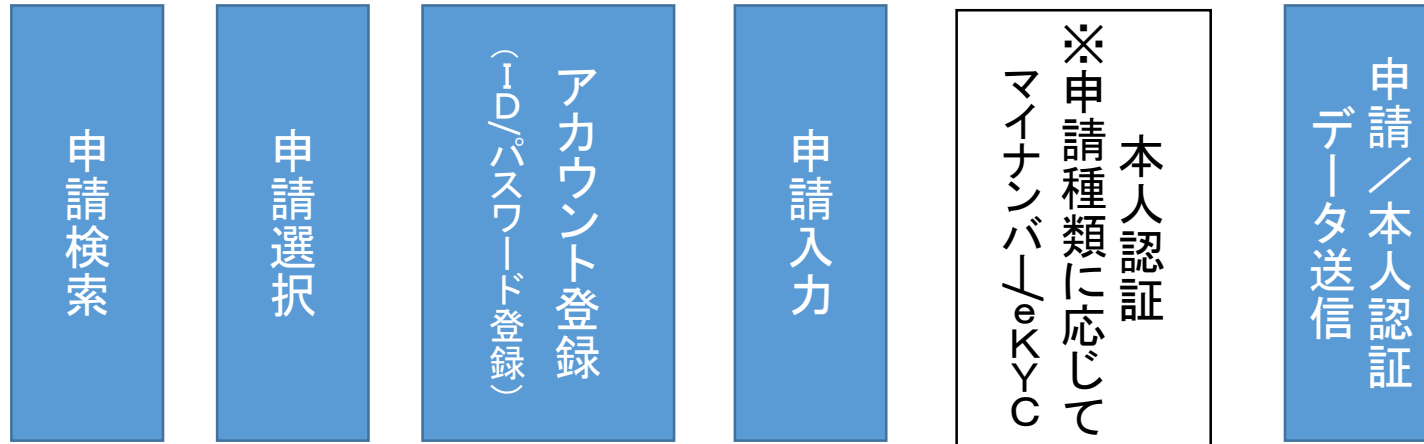
問題点
今後の方針

- 1 本件プロポーザルにより特定された事業者とともに、区民が使いやすい機能とすることに十分配慮しつつ、着実に行政手続のオンライン化を進めていく。
- 2 オンライン申請可能な手続について、より多くの区民に利用頂けるよう、区窓口での案内、SNSを利用した周知に併せて取り組んでいく。
- 3 同様の事態を避けるため、プロポーザル審査の際、区として重要な機能要件については、評価の基準に加える等、提案書特定前に明らかにしておく。

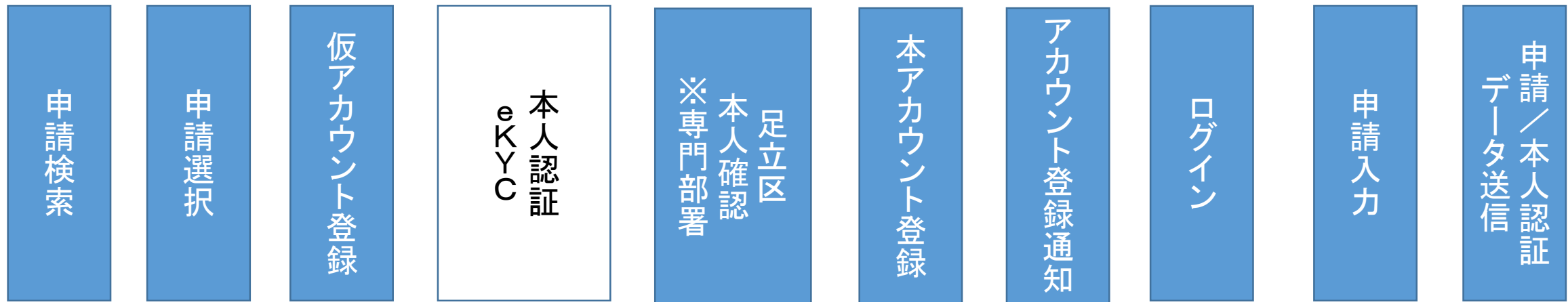
区とA者想定 of 個人アカウント設定に関する申請フロー比較

① 足立区想定 of 申請フロー (初めての申請)

※(株)内田洋行合意済み



② A者想定 of 申請フロー (初めての申請) ※全件アカウント登録必要



項番	調査項目		配点 (5人計)	A者	内田洋行	
	分類	調査基準 (得点) ※網掛けの項目は審査員の裁量採点を表す		各項目計	各項目計	
1	提案依頼の理解度	提案依頼の内容に対する網羅性	提案書における問題点・課題に対する網羅性、認識や理解、将来への拡張性。機能要件に適合しない場合において、機能の目的を理解し、的確に代替案が示せているか、評価する。	75	40	60
2			区の課題を解決し、新システムの目標を達成するために効果的と考えられる追加提案について、見積の範囲内で提示しているかどうか、評価する。	25	20	22
3			システム稼働後、継続的な機能追加やレベルアップが提供されるか評価する。	25	21	19
4			提案書および見積提示フォーマットに記載している事項の網羅性を評価する。	25	19	22
5	プロジェクト推進体制の妥当性	①次の内容が網羅された体制図が存在し、以下の項目に該当する。 ・各サービスについて、役割単位での体制と説明がある ・明確な窓口、責任者の記載がある ②プロジェクトの推進に安心感がある。	50	29	36	
6		プロジェクトマネージャーにあたるメンバーが、以下の項目に該当する。 ・情報処理技術者試験PMまたはPMPを取得 ・プロジェクトマネージャー経験年数が5年以上かつ実績が5つ以上	25	10	25	
7		プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダーが他プロジェクトを兼務していない。	25	0	0	
8	提案内容的確性	提案内容が区の要求を充足しているか	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 区の業務機能要件に対するシステムの適合率を機械的に評価する。 業務要件の適合率 (適合要件数÷要件数) ・0.95以上1.0以下 (10) ・0.9以上0.95未満 (5) ・0.9未満 (0) </div>	50	0	0
9		ユーザビリティが配慮されているか	ポータルサイトの使いやすさ、見やすさについて区職員及び区民目線で評価を行う。	50	39	46
10		システム利用者にとって必要な機能が備わっているか、使いやすさの観点から評価を行う。	50	46	37	
11		操作に係る教育、保守、セキュリティに関する提案の妥当性	【教育】 新環境でスムーズに業務が開始できるような、区職員への教育メニューが提案されているかを評価する。(業務担当者向けの教育プラン提案)	10	8	9
12	【教育】 新環境でスムーズに業務が開始できるような、区職員への教育メニューが提案されているかを評価する。(システム運営管理担当者向けの教育プラン)		10	7	8	
13	【保守】 提案依頼書「保守・継続性要件」および「運用要件」の内容に沿った保守メニューが提案されているかを評価する。		15	9	9	
14	【セキュリティ】 システムをセキュリティ脅威から保護するために必要な対策を講じる提案となっているか次の脅威に対する対策を全て網羅した提案がされているかを評価する。		15	14	15	
15	コスト	ライフサイクルコスト	= 満点 (20) × 最低提示額 ÷ 提示額	100	100	45
16		コストの妥当性	選定委員の自由裁量評価	25	19	17
17	意欲・熱意・理解・協調性	提案事業者・担当者に意欲・熱意・理解・協調性があるか	提案事業者・担当者の意欲や熱意を評価する。	5	2	5
18			提案事業者・担当者の制度、業務課題に対する理解しているかを評価する。	10	6	10
19			冷静な議論ができるか評価する。	5	5	5
20			意見の交換がスムーズに行えるかを評価する。	5	5	5
21	区内業者	区内業者	以下に該当する場合に合計得点に加算する ・区内に本店がある (5) ・区内に支店がある (3)	25	0	0
総計				625	399	395

総務委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	令和3年度都区財政調整交付金の当初算定について																																																	
所管部課名	政策経営部 財政課																																																	
内容	<p>1 都区財政調整交付金（当初算定）</p> <p>(1) 23区全体 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">当初算定額</th> <th rowspan="2">増減額</th> </tr> <tr> <th>3年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額</td> <td>20,904</td> <td>21,489</td> <td>△585</td> </tr> <tr> <td>基準財政収入額</td> <td>12,128</td> <td>12,292</td> <td>△164</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>8,776</td> <td>9,197</td> <td>△421</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>財源不足額</td> <td>8,935</td> <td>9,380</td> <td>△445</td> </tr> <tr> <td>財源超過額</td> <td>159</td> <td>183</td> <td>△24</td> </tr> <tr> <td>(普通交付金総額)</td> <td>8,935</td> <td>9,380</td> <td>△445 (増減率) △4.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税制改正の影響による市町村民税法人分の大幅な減少により、特別区全体の交付額は4.7%減の8935億円となった。</p> <p>(2) 足立区 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">当初算定額</th> <th rowspan="2">増減額</th> </tr> <tr> <th>3年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額</td> <td>1,524</td> <td>1,593</td> <td>△69</td> </tr> <tr> <td>基準財政収入額</td> <td>607</td> <td>618</td> <td>△11</td> </tr> <tr> <td>差(普通交付金)</td> <td>917</td> <td>974</td> <td>△57 (増減率) △5.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【普通交付金減額の主な要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護被保護者数の減等による民生費の需要額18億円の減 (△2.4%) 投資的経費全体の単価引き下げによる需要額69億円の減 (△31.5%) <p>※ 金額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、加減乗除した金額に一致しない場合がある。</p> <p>【参考】普通交付金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付額(多い順) 足立区－江戸川区－練馬区－葛飾区－板橋区 不交付区は、港区、渋谷区である。 	区分	当初算定額		増減額	3年度	2年度	基準財政需要額	20,904	21,489	△585	基準財政収入額	12,128	12,292	△164	差	8,776	9,197	△421	内訳	財源不足額	8,935	9,380	△445	財源超過額	159	183	△24	(普通交付金総額)	8,935	9,380	△445 (増減率) △4.7%	区分	当初算定額		増減額	3年度	2年度	基準財政需要額	1,524	1,593	△69	基準財政収入額	607	618	△11	差(普通交付金)	917	974	△57 (増減率) △5.9%
	区分		当初算定額			増減額																																												
3年度		2年度																																																
基準財政需要額	20,904	21,489	△585																																															
基準財政収入額	12,128	12,292	△164																																															
差	8,776	9,197	△421																																															
内訳	財源不足額	8,935	9,380	△445																																														
	財源超過額	159	183	△24																																														
(普通交付金総額)	8,935	9,380	△445 (増減率) △4.7%																																															
区分	当初算定額		増減額																																															
	3年度	2年度																																																
基準財政需要額	1,524	1,593	△69																																															
基準財政収入額	607	618	△11																																															
差(普通交付金)	917	974	△57 (増減率) △5.9%																																															
問題点 今後の方針	<p>普通交付金の財源は9298億円、普通交付金所要額は8935億円と、差し引き363億円の算定残が生じている。現時点で、新型コロナウイルス感染拡大による都税収入への影響は不透明であり、本年度の収入状況等を注視しつつ、次年度の当初予算編成など、区への影響を見極めていく。</p>																																																	

総務委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	東京都独自の固定資産税等軽減措置の概要及び東京都固定資産税（区部）の決算推移について
所管部課名	政策経営部 財政課
内容	<p>特別区財政調整交付金の原資の一部である固定資産税等の軽減措置の概要と固定資産税（東京都区部）の決算推移について報告する。</p> <p>1 東京都独自の固定資産税等の軽減措置の概要について 小規模住宅用地、小規模非住宅用地、商業地等 ※別紙1のとおり</p> <p>2 東京都固定資産税（区部）の決算推移について ※別紙2のとおり</p>
問題点 今後の方針	

都独自の固定資産税等の軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽 減 の 割 合 等	軽 減 額 (令和3年度 見込み)
<p>小規模住宅用地 (面積200㎡まで の部分) 対象 約173万件</p>	<p>○ 創設 昭和63年度 ○ 目的 ・ 都民の定住確保 ・ 地価高騰に伴う負担緩和</p>	<p>都市計画税 $\frac{1}{2}$ 軽減</p>	<p>約339億円</p>
<p>小規模非住宅用地 (面積400㎡以下の土地の うち200㎡までの部分) 対象 約28万件</p>	<p>○ 創設 平成14年度 ○ 目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援</p>	<p>固定資産税 } 都市計画税 } 2割減免</p>	<p>約250億円</p>
<p>商業地等 (負担水準が65% を超える商業地等) 対象 約6千件</p>	<p>○ 創設 平成17年度 ○ 目的 ・ 負担水準の不均衡を是正 ・ 過重な負担の緩和</p>	<p>固定資産税 } 都市計画税 } 負担水準65% に相当する税額 まで軽減</p>	<p>約1億円</p>

- 対象は23区内の土地である。
- 東京都主税局作成資料（対象件数及び軽減額は令和3年度見込みである。）

東京都固定資産税（区部）決算の推移

【別紙2】

単位：千円

都税事務所	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位
千代田	172,647,908	1	170,832,243	1	171,779,297	1	183,475,475	1	193,206,434	1
中央	87,916,998	3	89,187,066	3	89,910,746	3	95,685,497	3	102,046,622	3
港	140,545,133	2	143,967,275	2	145,759,316	2	153,732,415	2	160,999,699	2
新宿	82,281,644	4	83,216,293	4	83,649,721	4	86,976,862	4	89,637,356	4
文京	23,483,806	18	23,779,230	18	24,058,535	18	24,818,097	18	25,320,779	18
台東	26,557,090	16	27,349,407	16	27,924,187	16	29,274,781	16	30,232,122	16
墨田	21,592,281	20	21,643,074	20	21,795,225	20	22,332,281	20	22,608,777	20
江東	56,848,253	8	57,685,183	8	58,804,625	8	60,456,005	8	61,464,459	8
品川	48,562,210	9	49,395,705	9	49,582,477	9	51,571,357	9	53,251,676	9
目黒	24,734,572	17	25,133,483	17	25,390,246	17	26,355,524	17	27,302,480	17
大田	58,064,401	7	58,767,309	7	59,407,025	7	61,217,566	7	62,540,238	7
世田谷	64,271,260	6	65,799,045	6	66,316,901	6	68,163,301	6	68,931,214	6
渋谷	67,725,286	5	68,747,139	5	69,734,810	5	73,793,589	5	77,277,886	5
中野	19,987,192	21	20,229,341	21	20,411,516	21	21,023,855	21	21,448,417	21
杉並	33,827,803	13	34,383,341	13	34,711,632	13	35,710,385	13	36,517,643	13
豊島	30,367,820	15	30,749,488	15	31,077,601	15	31,964,506	15	32,935,619	15
北	19,227,120	22	19,550,986	22	19,923,841	22	20,533,064	22	21,233,752	22
荒川	11,952,326	23	12,093,725	23	12,272,428	23	12,547,975	23	12,748,104	23
板橋	31,427,728	14	31,797,565	14	32,162,509	14	32,932,645	14	33,351,013	14
練馬	39,809,709	10	40,415,986	10	40,862,781	10	41,574,235	10	42,075,849	10
足立	36,459,278	11	36,893,534	11	37,532,525	11	38,163,573	11	38,687,809	11
葛飾	22,125,693	19	22,396,103	19	22,807,465	19	23,098,673	19	23,317,935	19
江戸川	36,165,796	12	36,647,348	12	36,983,156	12	37,461,668	12	37,777,997	12
区部計	1,156,581,307		1,170,659,868		1,182,858,563		1,232,863,329		1,274,913,879	

※「東京都税務統計年報」

※2年度決算数値は作成日現在未公表。

※表示単位未満にて四捨五入をしているため、合計値が一致しない場合がある。

総務委員会報告資料

令和3年9月28日

件名	「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う区の対応について												
所管部課名	政策経営部 広報室 区政情報課												
内容	<p>「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」とする。）の改正に伴い、区の個人情報保護制度のあり方について、以下のとおり調査研究を行う。</p> <p>1 個人情報保護法の改正</p> <p>(1) 令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報保護法が改正された。</p> <p>(2) 国の行政機関、独立行政法人、民間事業者にそれぞれ適用されている個人情報関連3法が、改正個人情報保護法に統合される。 (施行日：令和4年春)</p> <p>(3) 地方自治体毎に定めている個人情報保護条例が廃止され、改正個人情報保護法が適用される（施行日：令和5年春）。</p> <p>ア 令和4年春に、政令・規則・ガイドライン（以下、「ガイドライン等」とする。）が公表される。</p> <p>イ 改正法の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置等を施行条例で規定することができる。</p> <p>2 足立区個人情報保護条例との主な違い</p> <table border="1" data-bbox="454 1294 1441 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正個人情報保護法</th> <th>足立区個人情報保護条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報の定義</td> <td>生存する個人に関する情報</td> <td>個人に関する情報 (生死を問わない)</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護審議会への諮問</td> <td>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合</td> <td>個人情報の収集や目的外利用、外部提供、電子計算組織の結合など、類型化した場合</td> </tr> <tr> <td>匿名加工情報の提供</td> <td>民間事業者から定期的に提案を募集し、匿名化した個人情報を提供 (当面の間は都道府県、指定都市に適用し、他の地方自治体は任意)</td> <td>規定なし</td> </tr> </tbody> </table>		改正個人情報保護法	足立区個人情報保護条例	個人情報の定義	生存する個人に関する情報	個人に関する情報 (生死を問わない)	情報公開・個人情報保護審議会への諮問	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合	個人情報の収集や目的外利用、外部提供、電子計算組織の結合など、類型化した場合	匿名加工情報の提供	民間事業者から定期的に提案を募集し、匿名化した個人情報を提供 (当面の間は都道府県、指定都市に適用し、他の地方自治体は任意)	規定なし
	改正個人情報保護法	足立区個人情報保護条例											
個人情報の定義	生存する個人に関する情報	個人に関する情報 (生死を問わない)											
情報公開・個人情報保護審議会への諮問	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合	個人情報の収集や目的外利用、外部提供、電子計算組織の結合など、類型化した場合											
匿名加工情報の提供	民間事業者から定期的に提案を募集し、匿名化した個人情報を提供 (当面の間は都道府県、指定都市に適用し、他の地方自治体は任意)	規定なし											

	<p>3 区への対応</p> <p>(1) 個人情報保護制度の重要事項を変更することになるため、足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問する。専門的知見のある学識経験者で構成される小委員会を設置して、調査研究を行う。</p> <p>(2) 足立区情報公開条例や足立区情報公開・個人情報保護審議会条例など、関係する条例等への影響を調査する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年春に公表される、国のガイドライン等を調査分析する。 2 分析結果に基づき、関係する条例等の整備を各担当課に依頼する。 3 個人情報を取り扱う業務を委託する場合や、外部に提供する場合などは、区独自の保護措置等を新設する施行条例で規定する。

